

山口県日本型直接支払第三者委員会設置要綱

(目的)

第1条 農業の有する多面的機能の発揮の促進を目的として実施される事業の透明性の確保し、交付金の交付が計画的かつ適正に執行されるよう、交付状況の点検や活動組織の取組の評価、必要に応じて指導、助言等を行う山口県日本型直接支払第三者委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は前条の目的を達成するため、次の事項を点検及び審議を行う。

(1) 多面的機能支払制度に係る事項

- ・農地維持支払及び資源向上支払交付金の交付状況に関すること。
- ・活動組織の取組状況に関すること。

(2) 中山間地域等直接支払制度に係る事項

- ・中山間地域等直接支払の交付状況に関すること。
- ・協定組織の取組状況に関すること。
- ・知事の定める特認基準に関すること。

(3) 環境保全型農業直接支払制度に係る事項

- ・環境保全型農業直接支払の交付状況に関すること。
- ・取組状況に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は7人以内とし、第三者（専門的な知見を有する者であって、関係のある県、市町、農協等の団体に属さない者をいう。）のうちから知事が委嘱する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員若干名を置くことができる。

3 委員は非常勤とし、その任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補充委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

4 委員の再任はこれを妨げない。

5 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは解任されるものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を行う。

4 委員長は、専門的見地からの意見を聴く必要があるときは、参考人を出席させることができる。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務局)

第6条 委員会の庶務は、農林水産部農村整備課（環境保全型農業直接支払制度については農業振興課）に置く。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

この要綱は、令和2年11月2日から施行する。

この要綱は、令和3年8月18日から施行する。